

モロッコ産マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に関する植物検疫実施細則（令和5年2月24日付け4消安第6198号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第78の規定に基づき定めるモロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和5年2月24日農林水産省告示第343号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第78の規定に基づき定めるモロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和5年2月24日農林水産省告示第343号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、<u>規則、告示及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）</u>に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>3 消毒の実施の確認 (削る)</p> <p>(1) 消毒の開始の確認 植物防疫官は、<u>告示6の消毒が的確に開始されていることの確認について、次により原則として1年に1回以上、モロッコ植物防疫機関と共同して行うものとする。</u></p> <p>ア 告示5の（2）の指定コンテナーであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ <u>モロッコ植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。</u></p> <p>カ <u>モロッコ植物防疫機関が記載した輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認する</u></p>	<p>3 消毒の実施の確認 <u>植物防疫官は、告示6の消毒が的確に実施されていることの確認について、次により行うものとする。また、原則として1年に1回以上、モロッコ植物防疫機関が作成した消毒の実施記録を確認することにより、前回の実施記録の確認以降の消毒の開始と終了がいづれも的確に行われていたことを確認するものとする。</u></p> <p>(1) 消毒の開始の確認 植物防疫官は、原則として1年に1回以上、<u>次により、消毒が的確に開始されていることをモロッコ植物防疫機関と共同して輸出前に確認する</u>ものとする。</p> <p>ア 告示5の（2）の指定コンテナーであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

こと。

(2) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、輸入港において行われる告示6の消毒が的確に終了していることの確認について、次により、原則として、モロッコ植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

ア 指定コンテナーであることを確認すること。

イ 告示4の封印がなされていることを確認すること。

ウ モロッコ植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該指定コンテナーごとの温度センサーの較正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

エ 当該指定コンテナーごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が、マンダリンその他のシトラス・レティクラタについては、摂氏2.0度となった後、引き続き23日間その温度以下、クレメンティンその他のシトラス・クレメンティナについては摂氏2.0度となった後、引き続き16日間その温度以下であったことを確認すること。

オ エの確認の結果、告示5の消毒日数が当該指定コンテナーの卸下までに満たされていないことが判明した場合であつて、当該指定コンテナーの卸下前又は卸下後、遅滞なく、モロッコ植物防疫機関から、当該指定コンテナーの卸下された輸入港のコンテナーターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該指定コンテナーの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該指定コンテナーの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該指定コンテナーにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナー詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコン

(2) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の消毒が的確に終了していることの確認について、輸入検査において、次により行うものとする。なお、消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実はモロッコ植物防疫機関の責任により返送されるものとする。

ア 植物検疫証明書に告示5の消毒が行われた旨及び告示4の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

イ 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

(新設)

(新設)

(新設)

テナーターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該指定コンテナーにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、モロッコ植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、エに準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

#### 4 表示

告示7の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

##### (1) 輸出植物検疫終了の表示

Inspected

##### (2) 仕向地の表示

Export to Japan

#### 5 輸入検査

##### (1) (略)

(2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、指定コンテナーでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はコンテナーにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカ

#### 4 表示

告示7の輸出植物検査が終了している旨の表示は(1)の字句に、仕向け地が日本である旨の表示は(2)の字句によるものとし、各こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

##### (1) Inspected

(新設)

##### (2) Export to Japan

(新設)

#### 5 輸入検査

##### (1) (略)

(2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合若しくは破れている場合、指定コンテナーでない場合、告示5の消毒が適切に行われていない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有し又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(新設)

(3) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、チチュウカイミ

イミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。  
イ チチュウカイミバエが付着した原因をモロッコ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。

バエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。  
イ チチュウカイミバエが付着した原因をモロッコ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

#### 附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。